

# 無利息型 後見支援預金

令和 2年12月 1日現在

1. 商品名 (愛称)	無利息型 後見支援預金
2. 販売対象	・家庭裁判所から「指示書」の交付を受けられた方
3. 期間	・期間の定めはありません
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・家庭裁判所から交付される「指示書」に基づき取り扱います。 ・1円以上 ・1円単位
5. 取引の方法	・家庭裁判所の「指示書」および当金庫所定の「手続申込書」に届出の印章を押印して通帳と共に提出してください。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ATMでのご利用はできません。窓口でのお取扱いに限定します。 ・この預金からの各種料金等の自動払いはできません。
6. 利息	・利息はつきません
7. 税金	・利息がつかないので税金はかかりません
8. 手数料	・口座管理手数料は不要です。
9. 付加できる 特約事項	・マル優の対象ではありません。
10. 中途解約時の 取扱い	—
11. 金利情報の入手 方法	—
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-475-818）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
13. その他参考と なる事項	・預金保険制度により全額保護されます。

